

5 預託しておく必要があります。」、「受入証拠金の総額が維持証拠金額  
を下回った場合は証拠金の不足が生じる場合があります。この時の不足  
額を総額の不足額と言います。」、「証拠金の不足額とは、総額の不足  
額であり、例えば次のような場合に発生します。新規注文により新たに  
10 建玉を行う場合には、事前に委託者当初証拠金をご入金ください。証拠  
金が不足していると、新規注文の発注ができません。」、「不足額を入  
金しない場合は、お客様ご自身で建玉の決済を行い、建玉を維持したま  
ま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午までに不  
足額をご入金ください。建玉の決済がなく、不足額が期限までに預託さ  
れない場合、当社はお客様に建玉処分についてその内容を通知すること  
なく、お客様の計算により建玉を処分することになります。」との記載  
があった。

15 また、適合性の原則について、「常に不相当と認められる勧誘及び受  
託」の具体例として、商品先物取引をするための借入れをしようとする  
者への勧誘等の例示がされていた。

20 (エ) 手数料額一覧表等の書類のうち「通常取引計算例(金)」(甲A21)  
には、被告証券会社では、倍率として「1枚=1kg=1000g」、  
証拠金として維持証拠金及び委託者当初証拠金1枚につきいずれも6万  
6000円、手数料として1枚あたり新規手数料1万0800円、仕切  
25 手数料1万0800円である旨の記載があった。また、計算例として、  
「10枚(委託者当初証拠金66万円)で取引した場合の計算例」につ  
き、①100円予想通りに変動し決済した場合には、10枚×100円  
×1000倍=1000万円の粗利益から、手数料21万6000円  
(1万0800円×2×10枚)を除いたものとして78万4000円  
の利益金が生じること、②100円予想と逆に変動し決済した場合には、  
10枚×100円×1000倍=1000万円の粗損失に手数料21万

6000円（1万0800円×2×1.0枚）を足したものとして121万6000円の損失金が生じることにつき説明があり、「値動きによっては預け入れた証拠金以上の損失が発生する場合がありますので、ご自身の判断と責任でお取引くださいますようお願い致します。」との記載があった。なお、当該取引計算例の下部には「上記について説明を受け理解致しました。」と記載され、原告は、その下部に署名押印した。

(オ) A が、上記説明書類を交付した後、原告に対し、本件申込書（甲A1、乙6）を説明したところ、原告は、本件申込書及び「通常取引契約の理解の確認書及び申込書」（甲A22）に署名押印した。

なお、原告は、本件申込書の作成に当たって、「年収（年商）」欄につき、「家賃収入の額面を記載すればよいのか。」と質問し、A は、「年収・年商とあるので額面を記載してください。」と説明した。また、A は、「投資可能資金額」欄につき、「会社のルールとして、概ね最初の3か月間は投資可能資金額の3分の1以内の委託者当初証拠金で取引する必要がある。」と述べ、「1000万円の委託者当初証拠金で始めるには、投資可能資金額を最低3倍の金額に設定する必要がある。」と説明した。そこで、原告は、本件申込書について、「勤務先」欄に「XXXXXXXXXX」、「業種」欄に「XXXXXXXXXX」、「XXXXXXXXXX」、「役職名」欄に「マネージャー」、「年収（年商）」欄に「5600万円」、「流動資産（預貯金）」欄に「1億3000万円」、「投資可能資金額」欄に「4000万円」とそれぞれ記入した。

なお、本件申込書の上部には、「私は貴社から、『契約締結前交付書面（通常取引契約）』、『受託契約準則』等を事前に受領し、説明を受け理解いたしましたので、通常取引の委託を行うにあたり口座の設定を申し込みます。」との記載が印字されており、取引意思の欄には「商品先物取引は元本や利益が保証されているものではありません。場合によ

5 っでは元本欠損又は元本を上回る損失が生じる恐れのある取引を行う意思がありますか。」との記載が印字されているところ、原告は、同記載の横にある「はい・いいえ」欄の「はい」の部分に丸印を付した上、確認印の部分に押印し、投資経験について、商品先物取引を含めていずれも経験がない旨記入した。

10 そして、原告は、「通常取引契約の理解の確認書及び申込書」(甲A 22)に署名押印したところ、同申込書には、「私は、『受託契約準則』及び貴社の『契約締結前交付書面(通常取引契約)』、『契約締結前交付書面(通常取引契約)別冊』『商品先物取引(通常取引契約)に係る契約約款』を受領し、下記事項について説明を受け、十分理解しております。」との記載があり、下記事項として、①商品先物取引の仕組み、②ルール及び危険性、③取引に当たって注意すべき事項、④取引中の留意点、⑤限月と取引単位、⑥取引の手続、⑦証拠金、⑧手数料、⑨予想に反した時の対処方法、⑩受付時間及び取引時間、⑪法律による禁止行為、⑫税金及び⑬用語が記載されていたところ、原告は、同日午後1時から午後2時にかけて説明を受け、その上で、上記①ないし⑬のいずれも説明を受けた旨記入し、自らの判断と責任において、被告らに対し、通常取引を申し込んだ。

15 (甲A 1, 2, 4, 19~22, 乙4~8, 原告本人)

20 エ 平成29年12月19日

25 (ア)原告は、平成29年12月19日、**A**と会食をした後、管理部との面談審査に参加することとなり、同管理部は、その面談に先立ち、原告に対し、「通常取引 事前確認 アンケート」(甲A 25)を交付した。原告は、同アンケートに次のとおりの回答をした上で、署名した。同アンケートには、「1. 商品先物取引は、①利益や元本が保障されているものではなく、相場動向によっては元金欠損または元金を上回る損

失が生ずるおそれのある取引であること。②証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね10～50倍であること。上記のことを理解した上でお取引はお客様の自己判断、自己責任で行うこと」、「2. お取引は、自己資金且つ余裕資金で行わなければなりません」、「損失を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」＝『損失として許容できる金額』の投資可能資金額」、「3. 証拠金制度（委託者維持証拠金、委託者当初証拠金等）」、「5. 証拠金の過不足計算の時期と対応」、「6. 営業担当者の相場に対するアドバイスは絶対ではなく、一つの見方であること」という項目につき、「十分理解している」「説明を聞いて理解した」、「再度説明を聞きたい」との3つの選択肢が用意されているところ、原告は、いずれの項目についても「十分理解している」という選択肢を選択した。また、同アンケートには、「損失となる取引計算例」が記載されているところ、原告は、合計100枚の買玉を建てる取引において、その後50円の値下がった時点で決済した場合に、どれくらいの損失が生じるかを自ら計算し、500万円の損金に加え、新規手数料108万円及び仕切手数料108万円の合計216万円の手数料がかかり、合計716万円の損失を被るとの取引計算例を記入した。

(イ) そして、原告は、同面談の際に、管理部の従業員に対し、**A**の勧誘につき、損失限定取引の話も聞いた、証拠金取引をやってみませんかというところまでは特になかった、事前交付書面の説明はあった、疲れるぐらい長く説明を受けた、禁止行為に該当することは特になかった旨回答した。また、原告は、本件取引の動機につき、不動産に偏っている自己の資産を分散したい、仲間が先物取引を好きでみんなやっている、お前も早くやれよって言われている、「不動産絡みで金の話が出たから、いよいよ、そろそろ始めようと思った旨回答した。さらに、原告は、原

告の経歴や資産等につき、[REDACTED]に約10年勤務した、[REDACTED]では、ファイナンシャルプランナーの一番上の資格（CFP）を取得する、不動産は150戸から200戸ぐらい持っている。先週も2億円の物件を購入した、給料が約1600万円あり、不動産収入としてキャッシュフローが約4000万円ある、流動資産が1億4000万円から1億5000万円あるので、1億円を残して投資可能資金額を4000万円とした旨回答した。加えて、原告は、通常取引の先物取引につき、手数料1万0800円が買った時と決済した時と往復でかかること、最初の3か月間の投資可能資金額は、原告設定の金額の3分の1が上限となることの説明を受け、今回は原告から招請依頼の申出があったということに間違いはないか確認されたのに対して、間違いはない旨回答した。

(ウ) 原告は、上記面談の後、[REDACTED] A と再度面談した。[REDACTED] A は、被告商事会社において、受託許可（甲A27、28）が下りたことを告げ、本件約諾書及び本件媒介約諾書を原告から徴求した。

なお、本件約諾書には、「私は貴社に対し、商品取引所の商品市場における取引の委託の取次ぎの委託をするに際し、先物取引の危険性を了知した上で取引を執行する取引所の定める受託契約準則の規定に従って、私の判断と責任において取引を行うことを承諾したので、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、この約諾に当たって、事前に次の書面を受領しました。1. 契約締結前交付書面 2. 貴社が委託の取次ぎを行う商品取引所に係る受託契約準則 3. 貴社が定めた委託者維持証拠金額・委託者当初証拠金額一覧 4. 貴社が定めた委託手数料一覧」との記載があったところ、原告は、本件約諾書に署名押印した。

(甲A3、24～29、73、原告本人)

(4) 本件取引開始から確定損失が生じるまで

ア 平成29年12月25日

原告は、平成29年12月25日、取引証拠金として合計1100万円を被告証券会社の口座に振り込み、**A**に電話をかけてその旨報告した。**A**は、原告に対し、金の最新のチャートをファクシミリ送信した。原告は、同日、金の相場状況についての**A**の情報及び意見を聴き、金の価格が下落すると考えて、値段4620円で売玉58枚（382万8000円の取引証拠金）、値段4619円で売玉42枚（277万2000円の取引証拠金）を建玉し、本件取引を開始した。なお、**A**は、上記建玉の後、原告との間で面談を実施し、原告に対し、証拠金、値洗利損益及び取引状況等が記載された口座状況表（甲A32の1）を示し、その内容について確認した。

（甲A6，8，31，32の1，原告本人，弁論の全趣旨）

イ 平成29年12月26日及び同月27日

原告は、平成29年12月26日及び同月27日、**A**から電話連絡を受け、金の値動き等につき報告を受けた。原告は、上記電話を終えた後、金の値段が依然として上がっていたため、金の値段が下がることを期待し、新規建玉をするため、取引証拠金として650万円を被告証券会社の口座に振り込んだ。そして、入金を確認した**A**は、原告に電話をかけ、金の値動き等について報告をし、その後、原告は、値段46.54円で売玉50枚（330万円の取引証拠金）を新規建玉した。

（甲A6，8，33，34，原告本人）

ウ 平成29年12月28日及び同月29日

**A**は、平成29年12月28日午前、金の値段が4677円という高値になったことから、原告に対し、金の値段が今後下がる可能性が高いため絶好の売り場である旨の**A**の相場観を電話で伝え、同日午後には金の値段が4683円となって高値を更新した。そこで、原告は、同月29日、新規建玉をするため、取引証拠金として400万円を被告証券会社

の口座に振り込んだ上、同日午後、値段4687円で売玉30枚（198万円の取引証拠金）を新規建玉した。また、**A**は、金の値動き等につき報告を原告にしたところ、原告は、同日の夜間取引の時間帯（16時30分から翌日5時30分まで。以下同じ。）において、値段4682円で売玉22枚（145万2000円の取引証拠金）を新規建玉した。

（甲A6，8，35，36の1・2，原告本人，弁論の全趣旨）

エ 平成30年1月4日

**A**は、平成30年1月4日、原告に対し、①金の値段が同日の日中取引終了時点で4730円という高値になったこと、②同日取引終了時点で原告の保有する合計202枚の売玉の値洗損が1698万8000円であること、③不足額として882万円が原告に発生していることを報告し、「明日正午までに不足金をご用意できなければ、建玉を一部決済しなければなりません。」と伝えた。それに対し、原告は、「不足分は入れますが、資金を作るのに少し時間がかかるので数日待てませんか。」と確認したところ、**A**は、「取引所のルールなので、申し訳ありませんが待てません。」などと回答した。

（甲A6，37，原告本人，弁論の全趣旨）

オ 平成30年1月5日

(7) 原告は、平成30年1月5日、不足金を解消するため、取引証拠金として300万円を被告証券会社の口座に振り込んだ。それに対し、**A**は、原告に対し、金の値動き等を報告した。そして、原告は、不足金を解消できなかったことから、値段4776円又は4777円で売玉202枚のうち、別紙建玉分析表の1番及び2番の100枚のうち90枚を決済（仕切）した。原告は、同仕切により、仕切差損金として1607万1000円（売買差金1412万7000円、委託手数料180万円及び消費税14万4000円）の確定損失を被ることになり、売玉1

12枚（739万2000円の取引証拠金）を有する状況となった。

(イ) 原告は、同日夕方、**A** 及びその上司である **B** と面談した。そこで、**A** は、原告に対し、確定損失が生じたことにつき、多額の損失を被らせたことを詫び、**B** につき、先物取引の外務員を長年務めているベテランを担当として追加でつける旨説明して紹介した。そして、**B** は、原告に対し、「相場は上がったら下がる、下がったら上がるを繰り返すものです。相場では、耐えられる人が勝つんですよ。」と述べた上で、金の値動きについて、「このまま金が上がり続けるとは思いません。」と説明した。

(甲A6、32の2、甲A38、証人 **B**、原告本人)

(5) 確定損失の発生から両建が開始されるまで

ア 平成30年1月9日及び同月10日

原告は、平成30年1月9日、新規建玉して損失を挽回するため、取引証拠金として1693万5200円を被告証券会社の口座に振り込んだところ、**A** は、原告に対し、上記の入金及び金の値動き等について報告した。その後、**B** は、同月10日、原告と面談し、同席上で「入金ありがとうございます。」「損失を挽回しましょう。」と発言し、口座状況表（甲32の3）を示した上で、金の値動き等につき原告に報告した。

(甲A6、8、32の3、甲A39、原告本人、弁論の全趣旨)

イ 平成30年1月12日

**B** は、平成30年1月12日、原告に対し、既に被告証券会社の口座に振り込んだ取引証拠金の合計額が4143万5200円となっており、原告の投資可能資金額4000万円を超えているから、超過分を出金する必要がある旨説明し、原告は、同日、超過分143万5200円を出金する手続をした。その後、原告は、新規建玉を行うことが可能な状況になったため、値段4719円で売玉30枚（198万円の取引証拠金）を新規

建玉した。なお、同新規建玉により、原告は、合計142枚の売玉（937万2000円の取引証拠金）を建てることになった。

（甲A6，8，原告本人）

ウ 平成30年1月16日及び17日

5 **B**は、平成30年1月16日、原告に対し、金の値動き等につき報告するとともに、今後の対応を検討する必要があることから、同月17日に原告と面談することとなった。そして、**B**は、同日、原告に対し、口座状況表（甲32の4）を示し、金の値動き等を報告した後、売玉100枚の新規建玉をするには、投資可能資金額を増額する必要がある旨説明するとともに、金の値段が予想に反して上昇するリスクを踏まえ、「両建をやるかどうか分かりませんが、年末年始の高騰のようなことも起こるのが相場ですので、一応できるようにしておいた方が良いでしょう。」などと紹介した。そして、**B**は、原告に対し、両建に関し管理部から原告に対して理解確認の電話がある旨説明した。

15 （甲A32の4，甲A40，証人**B**，原告本人）

エ 平成30年1月18日

(ア) 管理部の従業員は、平成30年1月18日、両建の理解度を確認するため、原告に電話をかけた。その際、原告及び管理部の従業員は、次のとおりの会話をした。

20 (イ) 管理部の従業員は、原告に対し、原告から預かっている金員が2392万9000円であること（4000万円の取引証拠金から確定損失1607万1000円を控除した額）、売玉142枚につき937万2000円が取引証拠金として使われていること、値洗損として上記売玉を維持するため884万4000円が使われていること、現在の余剰金が  
25 571万3000円であることを説明した。その後、管理部の従業員は、原告に対し、この状況で一部買玉を建てて両建をする予定であるのか確

認したところ、原告は、すぐ買玉を建てるという話ではないが、両建について色々勉強し、価格帯によっては一度両建のポジションを取るとい  
う手法も考えても良いと思ったなどと回答した。

5 (ウ) その後、管理部の従業員は、原告に対し、手数料がかかる点について  
確認したところ、原告は、当然手数料がかかるので、その点も考えな  
なければならないと、思っている旨回答した。また、管理部の従業員は、原  
告に対し、両建の証拠金に関し、売玉又は買玉のどちらが多い方の建玉  
枚数に応じて証拠金が必要になることについて説明があったか確認し、  
10 原告の場合、142枚の売玉が建っているので、142枚の買玉を建て  
るまでは、その証拠金に不足がなければ足りているなどと説明したの  
に対し、原告は、説明は受けている旨回答した。さらに、管理部の従業員  
は、原告に対し、売玉の枚数を減らす方法があること、売玉で苦勞した  
部分もあるので買玉で同じことにならないよう注意してもらいたい旨説  
明したところ、原告は、承知した旨回答した。

15 (エ) そして、被告商事会社は、同日、原告の両建の理解度を踏まえ、原告  
につき両建を許可する旨決定した。「両建の理解確認記録」と題する書  
面（甲A42）には、原告について、「昨年12月から上げた金相場も、  
本人自身ももう少し下がると考えており、その下げた価格帯によっ  
ては一部買玉を考えたいとのこと。本人は手数料等も考慮して枚数も考  
20 えているとは話しているが、出来れば売玉の縮小を考えるよう注意喚起す  
るも、自分でも両建については勉強しているつもりなので、リスクにつ  
いても理解しているので実際に注文を出す際は慎重に考えて行うと話  
していました。本人の意思もしっかりしており、特に問題は無いと思わ  
れる。」と記載されていた。

25 (甲A41, 42)

オ 平成30年1月19日



うため、原告に電話をかけたところ、原告は、上記申出書に関し、記載内容に間違いはないとして、元々、流動資産の半分の6000ないし7000万円は投資したいと思っていた、初めてだったので、最初はその約半分の3500ないし4000万円を投資可能資金額にした、取引をしながら勉強もして面白さもわかってきたので、もう少し増やしてみたいと思った旨回答した。これに対し、管理部の従業員は、原告が申告する7000万円の増額に関し、管理部としては、6000万円で被告証券会社に意見具申をする旨述べ、また、建玉を減らすことや仕切り直すことを助言したところ、原告は、担当者や部署によってそれぞれアドバイスがあると思うので、情報を参考にしながら自分で最終的な判断をしたいと思う旨述べた。

(ウ) 管理部は、その後、原告との面談結果を踏まえ、原告の資産状況や先物取引に対する理解等を考慮し、投資可能資金額の上限を7000万円に増額することが可能である旨被告証券会社に意見具申し、被告証券会社は、投資可能資金額7000万円への増額を許可した。

(エ) B は、上記許可を受け、原告に対し、増額許可が下りたことを報告したところ、原告は、新規建玉するため、取引証拠金として400万円を被告証券会社の口座に振り込み、その後、値段4732円で売玉100枚(660万円の取引証拠金)を新規建玉した。原告は、同建玉により、242枚の売玉(1597万2000円の取引証拠金)を保有することになった。なお、この時点の上記売玉は、別紙建玉分析表の1番の売玉が10枚、3番ないし5番の売玉が合計102枚、10番及び11番の売玉が合計130枚であり、同日時点における値洗損は、786万円となっていた。

(甲A6, 8, 46~50, 証人 B 原告本人)

(6) 両建の開始から本件取引終了まで

ア 平成30年1月24日

5 **B**は、平成30年1月24日、原告に対し、金の値動き等につき報告した際、「週末にかけて更に上がるかもしれない。」「両建にしても証拠金はかからない。」といった趣旨の説明をしたところ、原告は、同月26日に韓国を訪問する予定があることから、値段4740円又は4741円  
10 10 円で買玉各100枚、合計200枚を新規建玉し、両建の取引をした。また、柿沼は、同日の夜間取引において、金の値段が4745円に値上がったため、原告に対し、現状維持のままにするか、売玉と同数の両建をして様子を見るか確認したところ、原告は、同日、更に値段4742円で買玉  
15 15 42枚を新規建玉した。

(甲A6, 51, 52の1・2, 証人**B**, 原告本人, 弁論の全趣旨)

イ 平成30年1月29日

15 **B**は、平成30年1月29日、原告に対し電話をかけて、週末に急に金の値段が4710円に下落したことを報告し、いったん利食いすることを提案した。これを受け、原告は、同日、値段4706円で売玉50枚を  
20 20 決済(仕切)した。

(甲A53, 証人**B**, 原告本人, 弁論の全趣旨)

ウ 平成30年1月30日

20 **B**は、平成30年1月30日、原告に電話をかけて、金の値動き等につき報告したところ、**B**及び原告は、同日夕方、改めて面談することになった。**B**は、同面談時、金の値段が下落したことを報告するとともに、原告には164万3000円の不足金が発生していること(甲A32の6)  
25 25 を伝えた。そこで、原告は、同日の日中取引が終了し、夜間取引中の値動きも踏まえ、①不足金の入金をするか、②売玉又は買玉を一部決済(仕切)するかどうか検討し、同日夜、不足金を解消するため、値段4685円で  
30 30 売玉30枚を決済(仕切)した。

(甲A6, 32の6, 甲A54の1・2, 証人B, 原告本人)

エ 平成30年1月31日

柿沼は、平成30年1月31日、原告と面談し、不足金の解消に向け、いずれの建玉を決済すべきか協議した。その際、Bは、両建になってしまったので、売りも買いも両方のポジションをそれぞれ落としていき、必要な証拠金をいったん減らすという趣旨の提案をした。そこで、原告は、同日午前、金の値段が下落していることから、値段4672円で売玉50枚を決済(仕切)した。その後、柿沼は、原告に対し、口座状況表(甲A32の7)を示し、不足金が304万1000円であること、同不足金を解消するには、買玉を決済(仕切)する必要があることを説明したところ、原告は、値段4680円で買玉42枚を決済(仕切)することとし、両建の同時仕切により、その時点での不足金は解消されるに至った。

(甲A32の7, 甲A55, 証人B, 原告本人, 弁論の全趣旨)

オ 平成30年2月1日及び同月2日

Bは、平成30年2月1日、原告に対し、金の値段が上昇したことを電話で報告したところ、原告は、Bに対し、金の値動きをみていると、今のポジションでは損失の回復は難しいと思う旨述べた。それに対し、Bは、その時点における売玉112枚、買玉200枚で、その時点での未確定損(値洗損+手数料)を取り戻すには金の値段が約200円も上昇する必要があることを原告に説明したところ、原告は、上記説明につき、現実的ではない旨述べ、今後の方針として新規建玉するか売玉を決済するかにつき検討することとなった。

そして、原告は、同月2日、金の値段が上昇したことから、値段4727円で売玉88枚(580万8000円)を新規建玉し、この時点で合計200枚の売玉を建てたことになった。

(甲A6, 8, 56, 証人B, 原告本人, 弁論の全趣旨)

カ 平成30年2月3日

原告は、平成30年2月3日、その当時保有していた売玉200枚全てを値段4697円で決済（仕切）し、別紙建玉分析表の20番から35番までの112枚の売玉の仕切により仕切差損金として596万9200円が生じた一方、別紙建玉分析表の36番から59番までの88枚の売玉の仕切により仕切差利金（売買差金から委託手数料及び消費税を除いたもの）として73万9200円の確定益が生じた。

（甲A6、57、証人B、原告本人）

キ 平成30年2月6日ないし同月8日

原告は、平成30年2月6日、取引証拠金として41万円を被告証券会社の口座に振り込んだところ、Bは、同日、同日の日中取引終了時点で99万0200円の不足金が発生したから、原告に対し、不足金を解消する必要がある旨報告した。そこで、原告は、不足金を解消するため、取引証拠金として100万円を被告証券会社の口座に振り込んだ。しかし、金の値段が更に下落したことから、Bは、同月7日、原告に対し、同日の日中取引終了時点で699万0200円の不足金が発生し、その不足金を解消するためには約110枚の買玉を決済（仕切）する必要がある旨報告した。そして、原告は、同月8日、不足金を解消するため、取引証拠金として100万円を被告証券会社に振り込んだものの、不足金を解消できなかったことから、別紙建玉分析表の60番のとおり、値段4614円で買玉10.0枚を強制決済（仕切）された。

（甲A6、8、58、59、証人B、原告本人、弁論の全趣旨）

ク 平成30年2月9日

Bは、平成30年2月8日、金の値段が更に下落したため、同日の日中取引終了時点で965万0200円の不足金が発生している旨報告したところ、原告は、同月9日、不足金の用意がまだできておらず、正午まで

に不足金を用意するのは難しいかもしれない旨回答し、不足金を解消できなかったことから、別紙建玉分析表の61番のとおり、値段4600円で買玉100枚を強制決済（仕切）された。

以上の経緯により、本件取引が終了した。

(甲A5, 6, 証人B, 原告本人)

(7) 本件取引の終了

ア 原告は、本件取引により、合計662枚の建玉を新規建玉又は決済し、売買差損金として3902万1000円（なお、売買益金が796万円、売買損金が4698万1000円であった。）、委託手数料として1324万円及び消費税として105万9200円が生じたため、合計5332万0200円の仕切差損金が生じた。

(甲A5～7)

イ 原告は、別紙出入金一覧表のとおり、本件取引において、合計4641万1000円の取引証拠金を現金で預け入れたところ、被告証券会社は、上記仕切差損金につき、別紙建玉分析表のとおり、平成30年1月5日に6番から9番までの決済により発生した仕切差損金につき1607万1000円、同月31日に18番の決済により発生した仕切差損金につき121万9200円、同年2月5日に20番から59番までの決済により発生した仕切差損金につき523万円、同月8日に60番の決済により発生した仕切差損金につき1486万円、同月9日に61番の決済により発生した仕切差損金1616万円につき924万9800円を上記取引証拠金から充当した。なお、原告は、同年1月29日、同日時点で生じていた益金22万円を取引証拠金に振替充当した。

(甲A7, 8, 弁論の全趣旨)

ウ 以上のとおり、原告には、本件取引により、未払金691万0200円（仕切差損金5332万0200円－取引証拠金4663万円＋振替充当

分22万円)の仕切差損金が発生した。

2 争点1 (不招請勧誘禁止違反の有無)について

前記認定事実(3)イによれば、原告は、平成29年12月14日、商品先物取引に関する勧誘の告知を受けた後、通常先物取引について契約の締結を目的とした勧誘を受ける意思があることを申し出る旨の本件招請依頼書に署名押印して提出しており、**A**は、それ以降、原告からの要請に基づき、通常先物取引の勧誘を始めたことが認められるから、被告商事会社による同日以降の勧誘に不招請勧誘の禁止に違反した事実があったとは認めることができない。

これに対し、原告は、①**A**は、平成29年12月13日頃、職場付近の飲食店で原告と面談した際、「金の先物取引で資本を2倍くらいに増やしてから金地金取引をやりませんか。」などと言って、通常先物取引を開始するよう勧誘したこと、②原告が同月14日に通常先物取引に係る勧誘を要請していたとしても、長谷川が同月13日の上記飲食店での面談の時点で商品先物取引の勧誘を行っていたから、本件監督指針に照らすと、本件では、実質的に顧客からの勧誘の要請があったとはいえない旨主張する。

しかしながら、前記認定事実(3)ア及びイのとおり、**A**は、平成29年12月12日頃、原告と内のファミリーレストランで面談し、原告に対し、金地金取引に関して説明をするとともに、金の価格チャート表を示しながら、「これから商品先物取引を始める方にとっては買い時かもしれません」と述べて商品先物取引の話題に触れているところ、前記認定事実(3)イ(ウ)及びエ(イ)のとおり、原告は、同月14日に本件申出書に署名押印するに当たり、通常取引と限定取引の選択肢がある中、通常取引を選択した上、通常先物取引の仕組み、リスクを等十分に理解している旨申告し、同月19日に被告商事会社管理部との間の面談に臨んだ際にも、損失限定取引の話も聞いたと発言しているものであり、その他に長谷川が上記面談時に通常先物取引を勧誘したことを認めるに足りる的確な証拠がないことを併せ考慮すると、**A**が同月12日

頃原告と面談した際に損害限定取引につき説明したことがうかがわれ、同日  
に通常先物取引を開始するよう勧誘したとは認めることができない。そうする  
と、原告の上記①の主張は採用することができない。

また、別紙関係法令等の定めのとおり、法214条9号及び施行令30条に  
よれば、商品先物取引業者は、商品取引契約の締結の要請をしていない個人で  
ある顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘する  
ことを禁止しているところ、前記認定事実(3)ア及びイのとおり、**A**は、  
平成29年12月12日頃、原告に電話をかけて、金地金取引に関して説明す  
るため面談の日程を調整し、翌13日頃、**A**は、ファミリーレストランで  
原告と面談した際、商品先物取引の話題に触れ、同月14日、原告が被告商事  
会社を訪問した際に本件招請依頼書を原告から徴求したのであり、このような  
経緯については、金地金取引の勧誘を契機として先物取引の話題があったこと  
がうかがわれるが、他方において、**A**は、不招請勧誘禁止の原則について  
説明した上で、前記のとおり、本件招請依頼書を徴求した以降に通常先物取引  
の勧誘を開始し、その他**A**が原告に電話をかけた際に通常取引を含め先物  
取引の話題を電話の中でしなかったことに争いはなく、上記面談時の話題も長  
谷川が原告を訪問した際のものではなく、両名が日程調整の上で面談した際  
のものであることも併せ考慮すると、**A**が訪問し、又は電話をかけて先物取  
引の勧誘をしたとはいえないし、前記説示のとおり、原告が被告商事会社を訪  
問した際に本件招請依頼書に署名押印している以上、実質的に顧客からの勧誘  
の要請があったと認められるから、原告の上記②の主張も採用できない。

したがって、被告商事会社の勧誘が不招請勧誘の禁止に違反したといえない。

### 3 争点2 (適合性原則違反の有無) について

(1) 法215条によれば、商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状  
況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行  
って委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商

品先物取引業を行わなければならない旨規定されているところ、商品先物取引業者が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為法上も違法となると解するのが相当である（最高裁平成17年7月14日第一小法廷判決・民集59巻6号1323頁参照）。

(2) そこで検討するに、前記前提事実(4)ア(イ)及びイ(イ)によれば、被告らでは、商品先物取引の経験がない者に対する勧誘が、適合性原則に照らし、不  
10 適当と認められるおそれのある勧誘と位置付けた上、①委託者が適合性の原則に照らして不  
適当と認められるおそれのある勧誘の内容について理解していること、②委託者自身が不適格者であることを理解していること及び③商品先物取引の仕組み、ルール、投機性、リスク等を十分に理解していると確認  
15 できることの例外条件を満たす場合は、その委託者を不適格者と認めない旨の  
本件管理規程等及び本件仲介規程があったところ、前記認定事実(3)イ(イ)及び  
(エ)のとおり、原告は、平成29年12月14日、原告がデリバティブ取引の経験がない者として適合性原則に照らして不  
20 適当と認められるおそれのある勧誘の対象者に該当すること、そのことについて説明を受けて十分理解している旨記載された本件申出書に署名押印したほか、原告は、自身には資産として5000万円以上があり、先物取引の仕組み、リスク等を十分理解しているから、適合性原則の例外要件を満たす旨本件申出書に記入して  
25 長谷川に提出したため、管理部において、原告に対する通常先物取引の勧誘が許可された経緯が認められる。そうすると、被告らのかかる規程自体が、適合性原則の趣旨に照らして違法ないし不当であるとうかがわせる事情はなく、被告商事会社が本件仲介規程に基づき原告を適合性原則における不適格者の例外に該当する旨判断したとしても、その手続、判断に違法な点がある  
とはいえない。

そして、前記認定事実(1)アないしウのとおり、原告は、[ ]大学[ ]  
[ ]学部を卒業後、[ ]において営業職として勤務し、本件取引当  
時は、[ ]にマネージャーとして勤務  
していたほか、ファイナンシャルプランナーの資格を有し、平成18年から  
不動産投資の経験もあったのであるから、商品先物取引により利益や損失が  
5 生じる仕組み等を理解する能力はあり、その制度を相応に理解していたと認  
定することができる。また、前記認定事実(3)イ(ウ)、ウ(オ)及びエ(イ)のと  
おり、原告は、平成29年12月14日に5000万円以上の資産がある旨本  
件申出書に記入したこと、同月16日に5600万円の年収があり、流動資  
10 産としても1億3000万円を有している旨本件申込書に記入したこと、同  
月19日の被告商事会社管理部との面談においても、給料が1600万円あ  
り、不動産収入としてキャッシュフローが約4000万円あり、流動資産と  
して1億4000万円から1億5000万円を有している旨同管理部に説明  
したことが認められ、その内容を前提にすれば、流動資産等を利用して通常  
15 先物取引を行う資金的余裕があったと認定できるし、その他原告合同会社名  
義の不動産もあったことを併せ考慮すると、投資可能資金額を4000万円  
と設定したことが不当であったとはいえない。さらに、前記認定事実(3)ア、  
イ、ウ(オ)のとおり、原告は、1000万円を原資に本件合同会社名義で金  
地金取引を開始することを希望していたものの、平成29年12月16日、  
20 先物取引の開始を自ら申し込んだのであるから、本件取引を開始することが  
原告の投資意向に反したと認めることはできない。

したがって、原告に対する商品先物取引の勧誘が、適合性原則に違反して  
不法行為法上違法であるということとはできない。

(3) これに対し、原告は、①原告は、本件取引当時、給与所得約1333万円  
25 と不動産収入約160万円の年収に加えて、流動財産約1800万円のみで  
あったこと、②原告は、[ ]A[ ]に対し、上記の財産状況を伝えたのに対し、

5  
10  
15  
20  
25  
A は、1000万円で投資を始めるには、投資可能資金額を4000万円とし、流動資産も1億3000万円にする必要があるから、虚偽の内容を本件申込書に記載するよう指示したこと、③被告らは、原告には先物取引の経験がなく、上記の財産状況であり、投資可能資金額の上限も1000万円とするのが原告の投資意向であったことなどからすれば、原告が適合性原則に照らし不適格者に該当しないか必要な調査をするべきであったのにこれを怠ったこと、④被告らは、取引証拠金の原資に友人からの借入金が含まれていることを知っていたにもかかわらず、先物取引の勧誘を中止するよう助言しなかったなどと主張し、本件取引が適合性原則に反すると主張する。

10  
15  
20  
25  
しかしながら、まず、上記①の点については、前記認定事実(3)ウ(オ)及びエ(イ)のとおり、原告は、被告商事会社に対し、給料が約1600万円、不動産収入が約4000万円あり、流動資産としても1億数千万円ある旨繰り返し申告していたことに加え、原告及び原告合同会社の預金残高が前記認定事実(2)のとおり判明していることを踏まえても、原告の財産状況について、前記認定事実(1)イ及びウのとおり、原告がその当時取締役役に就任していたベンチャー企業からの役員報酬やその他企業の持株や持分等が明らかでなく、原告の総資産が不明なままの状況であるから、原告の当時の財産状況が上記①の主張とおりであったとにわかに認めることはできない。

20  
25  
次に、上記②の点については、前記認定事実(3)ウ(オ)及びエ(イ)のとおり、原告は、平成29年12月16日、Aとの面談の際、本件申込書に流動資産が1億3000万円であると記載した後、管理部との面談審査の際、流動資産が1億4000万円から1億5000万円あるので、1億円を残して投資可能資金額を4000万円としたと説明しているところ、前記認定事実(1)アのとおり、原告がAにおいて数年間勤務し、Aについて営業活動をしていた経歴があることに照らすと、仮に原告の主張のとおり、Aから、虚偽の財産状況を本件申込書に記載し、管理部との審査の

際に虚偽の内容を申告するよう指示を受けていたとしても、原告は、かかる  
A の指示に従う合理的な理由はなく、先物取引の開始を審査する管理部  
に対し、実際とは異なった過大な財産状況を申告する意味等を理解するはず  
であって、原告があえて管理部に虚偽の内容を申告したとは信じ難い。そう  
すると、原告の上記②の主張も採用することができない。

さらに、上記③の点について、前記認定事実(3)アないしエのとおり、原  
告は、被告らに対し、5600万円の年収、1億数千万円の流動資産がある  
ことを告げ、他方で、被告らは、それを前提に、原告について適合性原則違  
反の有無を判断しているところ、原告による上記申告内容につき、被告らの  
従業員において、それが実際よりも過大であると認識し得る状況であったと  
認めるに足りる証拠は見当たらず、被告らの従業員がその申告内容の真偽を  
積極的に調査すべきであったともいえない。そして、前記認定事実(3)ウ(オ)  
及びエ(ア)によれば、原告は、先物取引の投資を1000万円で始めるには、  
本件水準に照らし、投資可能資金額を最低3倍の金額に設定する必要がある  
との A の説明を受けて、投資可能資金額を4000万円に設定したもの  
であるが、原告は、投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲  
で定めるものであることを認識した上で自ら投資可能資金額を4000万円  
に設定したことが認められるから、投資可能資金額を4000万円に設定し  
たことに対する勧誘が原告の意向に反する勧誘であったとはいえない。そう  
すると、上記③の原告の主張も採用することができない。

加えて、上記④の点については、B は、原告の上記主張と相反する供述  
をしている上、被告証券会社に預け入れた取引証拠金の原資は借入金であっ  
たこと、原告がそれを A や B に伝えたことのいずれについても、これ  
を認めるに足りる的確な証拠がなく、むしろ、前記のとおり、原告は、管理  
部に対し、繰り返し先物取引を行う資産がある旨申告していたのであるから、  
被告らの従業員が取引証拠金の原資が借入金であることを積極的に調査すべ

きであったともいえない。そうすると、上記④の原告の主張も採用することができない。

#### 4 争点3（断定的判断の提供の有無）について

原告は、① A が「現在の相場が下がりすぎていて、これから上がる余地が十分にあり、勝てる可能性が高い。私は、他のお客さんからも取引のタイミングを任せてもらっていますよ。まずは A に任せていただき、A やるな、と信頼してもらいたい。」と発言し、相場状況が A の思惑通りに推移する、その場合は勝てる見込みが高い、A に任せれば資金が2倍になる旨の断定的判断を提供した、② B は、原告が確定損失を生じさせた際、原告に対し、「相場は必ず上がったら下がる、下がったら上がるのを繰り返すものです。相場では、耐えられる人は必ず勝つんですよ」と発言し、同様に、断定的判断を提供したと主張する。

しかしながら、前記認定事実(3)アのとおり、A は、平成29年12月13日頃、「現在の相場が下がりすぎていて、これから上がる余地が十分にあり、勝てる可能性が高い。」と説明するにとどまり、その他に原告の主張する上記発言をしたと認めるに足りる証拠はない。また、前記認定事実(4)オ(イ)のとおり、B は、平成30年1月5日、「相場は上がったら下がる、下がったら上がるを繰り返すものです。相場では、耐えられる人が勝つんですよ。」と説明するにとどまり、その他に原告の主張する上記発言をしたと認めるに足りる証拠はない。その上で、関連法令等の定めによれば、法214条1号では、商品先物取引業者は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘することを禁止しているところ、前記認定事実(3)ウ(イ)、エ(ア)のとおり、被告らは、本件取引が始まる前の平成29年12月16日、原告に対し、「営業のアドバイスは一つの見方であり、絶対ではないことから、他人任せの取引は絶対に避け、売買はご自身で決断して、自己責任取引を十分理解してから取引に参加してください

い」旨記載された「入門のしおり」を交付しており、また、管理部は、本件取引のための面談審査を実施した同月19日、「営業担当者の相場に対するアドバイスは絶対ではなく、一つの見方であること」という旨のアンケートを原告に実施し、原告は同アンケートに対して十分理解していると回答した。このような事情を考慮すれば、原告は、商品相場が予測どおりに変動するものではないと十分に理解しており、本件取引により確実に利益が出るものと盲信していたとはいえないため、**A** 及び **B** による上記発言があったとしても、同人らから断定的判断を提供されたとは認めることはできない。

したがって、被告らの従業員から断定的判断の提供があったとはいえない。

10 5 争点4（説明義務違反の有無）について

(1) 原告は、被告らは、①商品先物取引の仕組み、②追加証拠金の預託が必要となる場合があること、③取引を行う際に高額の委託手数料が発生すること、④建玉について、評価替えに伴って損益値が計算され、一定以上の値洗損が発生した場合は、追加証拠金を入れない限り、建玉が強制決済される制度であることを説明しなかったから、説明義務に違反する旨主張する。

15 (2) まず、上記①の点については、前記認定事実(3)ウのとおり、**A** は、平成29年12月16日、商品先物取引に関する説明資料として、被告商事会社作成の「入門のしおり」、被告証券会社作成の「契約締結前交付書面（通常取引契約）」、受託契約準則等を原告に交付し、前記認定事実(3)ウ(オ)のとおり、原告は、商品先物取引の仕組み、ルール及び危険性等について説明を受けたことを前提に被告らに通常取引を申し込んでいるから、原告の主張を採用することはできない。

20 25 また、上記②及び④の点については、関係法令等の定めのとおり、東京証券取引所の受託契約準則11条1項には、委託者は、受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回っているときなどに追加で取引証拠金を追加する必要がある旨規定され、14条1項には、受託取引参加者は、所定の取引証拠金を所

5 定の日時までには納めない場合、委託を受けた取引の全部又は一部を委託者の  
計算において転売又は買戻しにより、任意に処分することができる旨規定さ  
れているところ、前記認定事実(3)ウ(ア)のとおり、被告らは、原告に対し、  
それらの条項が記載された受託契約準則を交付した。また、前記認定事実  
10 (3)ウ(イ)及び(ロ)のとおり、被告らは、原告に対し、②及び④に関する説明  
が記載された被告商事会社作成の「入門のしおり」及び被告証券会社作成の  
「契約締結前交付書面(通常取引契約)」を交付し、被告商事会社では、値洗  
はリアルタイムでその計算を行うこと、不足額が生じた場合には、翌営業日  
の12:00までに解消する必要があること、追加証拠金を入れないと建玉  
15 が強制決済されることについて説明した。そして、前記認定事実(3)ウ(ハ)及  
びエ(ア)のとおり、原告は、商品先物取引のルール及び証拠金等について説  
明を受けたことを前提に被告らに通常取引を申し込み、被告商事会社管理部  
との面談審査前に実施されたアンケートにおいても、「証拠金制度(委託者  
維持証拠金、委託者当初証拠金等)」や「証拠金の過不足計算の時期と対応」  
20 を十分理解している旨回答した。そうすると、上記②及び④につき説明がな  
かった旨の原告の上記主張はいずれも採用することができない。

さらに、上記③の点については、関係法令等の定めのとおり、法217条  
1項4号、規則204条シには、手数料等の計算方法等につき説明する義務  
25 がある旨規定されているところ、前記認定事実(3)ウ(イ)及び(エ)のとおり、  
被告らは、原告に対し、「取引に際しては手数料の支払いが必要」である旨  
記載された「入門のしおり」及び「通常取引計算例(金)」を交付し、また、  
同計算例には、金の相場が100円上昇したり下落したりして決済した場合  
の粗利益又は粗損失、手数料がいくらなのか記載されているところ、原告は、  
同計算例の内容について説明を受けて理解したとして署名押印し、商品先物  
30 取引の手数料等につき説明を受けたことを前提に被告らに通常取引を申し込  
んだ。さらに、前記認定事実(3)エ(ア)及び(イ)のとおり、原告は、管理部と

の面談審査の前に、100枚の買玉を建てる取引において、その後50円の値上がりがあった時点で決済した場合に、どれくらいの損失が生じるのか自ら計算し、新規手数料として108万円、仕切手数料として108万円の合計216万円の手数料が発生する旨アンケートに回答した後、管理部との面談においても、手数料1万0800円が買った時と決済した時と往復でかかる旨説明を受けたのであるから、商品先物取引の手数料等の説明を受けたことが明らかである。そうすると、原告の上記主張④も採用することができない。

(3) したがって、被告らの従業員は、上記①ないし④の事項について十分説明しており、その他の事項につき、説明が不十分であるとうかがわせる事情はないから、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

#### 6 争点5（新規委託者保護義務違反の有無）について

(1) 前記前提事実(3)アのとおり、本件ガイドラインでは、商品先物取引未経験者の保護措置について、直近の3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の経験がない者に対し、受託契約締結後最初の取引を行う日から最低3か月を経過するまでの期間において、建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客の申告した投資可能資金額の3分の1の取引量を超える取引を勧誘する場合には、適合性原則に照らして、原則として不相当と認められる勧誘になると定め、前記前提事実(3)イ及びウ(イ)のとおり、商品先物取引法の改正に伴い施行された本件監督指針では、適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するか否かの総合的な判断を合理的に行うことにより適正な勧誘の履行を確保する必要があると定められ、本件監督指針の制定に伴い定められた本件留意事項でも、社内規則を制定する際に特に会員が留意すべき事項に関し、「過度の取引の防止措置については、個人顧客に関してきめ細かに顧客管理を行う必要があるが、特に、未経験者について」、「保護措置としては、損失の許容額である投資可能資金額に一定の率を乗じて得た額を預

託することのできる取引証拠金等とすること、取引することのできる枚数等を制限するといった明確な措置を講ずる」と記載されていた。かかる趣旨は、商品先物取引が高い投機性を有する一方で、その複雑な仕組みの理解や相場判断は一般人にとって必ずしも容易なものではなく、特に知識及び経験に乏しい取引未経験者は多額の損失を被る可能性があること、個々の取引については、受託者の助言や判断によらざるを得ない側面があること等に照らすと、商品先物取引業者において、委託者が損失の許容額である投資可能資金額の範囲を超えて不測の損害を被ることのないよう保護しつつ、取引の危険性等を経験的に認識する機会を新規委託者に与えて取引に習熟させることにあるものと解され、このことからすると、商品先物取引業者は、新規委託者が取引経験を積むまでの習熟期間中、新規委託者に対し、過大な取引を勧誘したり、そのような取引を受託したりしないようにすべき注意義務（新規委託者保護義務）を負っており、これに著しく違反する行為をした場合は、不法行為法上も違法となるというべきである。そして、前記前提事実(4)ア(エ)及びイ(ウ)のとおり、被告らは、社内規則として本件管理規程等及び本件仲介規程を制定し、その社内規則では、顧客保護の観点から、①通常取引について直近の3年間で3か月以上の経験を有しない顧客を未経験者として扱い、②取引開始から3か月の期間、③委託者当初証拠金の使用制限を「投資可能資金額」の3分の1までとする規程を制定し、これを役員及び使用人に遵守させていた。

(2) そこで検討するに、前記認定事実(1)イのとおり、原告は、本件取引以前、通常先物取引の投資経験はなく、前記認定事実(3)イ(ウ)及びウ(オ)のとおり、原告は、被告らに対し、自身が通常先物取引について経験を有しない旨申告しており、実際、前記認定事実(3)イ(エ)及びエ(イ)のとおり、被告らでは、本件取引開始に際し、原告を通常先物取引の未経験者として扱い、適合性原則の例外要件を充足するか審査した上で、被告商事会社管理部との面談にお

いて、原告に対し、最初の3か月間は投資可能資金額の3分の1を上限として取引をしてもらう旨述べ、新規委託者に対する保護措置を説明していた。

このような中、前記認定事実(5)イのとおり、原告は、平成30年1月12日、売玉30枚を新たに建てたことにより合計142枚の売建玉を有する状況になったこと、これらの売玉を建てるための委託者当初証拠金が937万2000円であったことが認められるところ、前記認定事実(3)ウ(オ)及び(4)オ(ア)のとおり、原告は本件取引開始時に投資可能資金額を4000万円と設定したこと、平成30年1月12日時点で、同月5日の売玉90枚の決済により合計1607万1000円の確定損失が生じていたことが認められる。この点、前記前提事実(3)ア(ア)のとおり、本件ガイドラインでは、投資可能資金額とは、委託者が損害を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいい、既に商品先物取引によって損失(評価額を含む。)及び手数料並びに手数料に係る消費税を控除した額をいう旨記載され、本件監督指針の施行に伴って定められた本件留意事項にも、投資可能資金額とは、損失(手数料等を含む)を被っても生活に支障のない範囲で定める資産額とされたため、取引による損失が申告された投資可能資金額を上回ることはないよう具体的方法を定めて適切に管理する必要があると定められていたところ、前記のとおり、新規委託者につき受託額を制限する趣旨は、商品先物取引の危険性に照らして、委託者当初証拠金の使用制限を投資可能資金額の3分の1までに制限することにより、取引経験の乏しい顧客に多額の取引を行わせることを制限し、相場の変動が委託者の予想に反し大きくなったとしても、委託者の損失(手数料等を含む)が投資可能資金額を超えるような事態が生じるのを未然に防ぎ、新規委託者を保護する点にあるから、新規委託者保護の趣旨及び上記定めを照らすと、商品先物取引により損失(評価額を含む。)及び手数料並びに手数料に係る消費税が発生していれば、投資可能資金額からそれらを控除した上で、その控除後の投資可

能資金額を基準として、委託者当初証拠金の使用制限を算出するのが相当である。

そうすると、前記のとおり、平成30年1月12日時点では、1607万1000円の確定損失が生じていたことから、その時点の投資可能資金額は、2392万9000円というべきであったところ、原告は、同日、売玉30枚を新規建玉することにより、合計142枚の売玉を建てることとなり、その売玉を建てるための委託者当初証拠金が937万2000円に及んでいたため、その額は、委託者当初証拠金の使用制限797万6333円（2392万9000円の3分の1）を超えており、この取引が新規委託者にとって過大なものであったと評価することができる。

(3) また、前記認定事実(5)オ及びカのとおり、原告は、平成30年1月19日、新規建玉を行うため投資可能資金額を7000万円に変更したこと、同月22日、売玉100枚を新規建玉することにより、合計242枚の売建玉を有する状況になったこと、これらの売玉を建てるための委託者当初証拠金が1597万2000円となったことが認められるところ、その時点では、1607万1000円の確定損失に加えて、合計786万円の値洗損（評価損）が生じていたから、その当時の投資可能資金額は、4606万9000円であったというべきである。そうすると、売玉100枚を新規建玉する取引（委託者当初証拠金1597万2000円）の勧誘は、当時の委託者当初証拠金の使用制限とされる1535万6333円（4606万9000円の3分の1）を超えており、この取引が新規委託者にとって過大なものであったと評価することができる。

(4) さらに、前記前提事実(4)ア(イ)及びイ(イ)によれば、被告らにおいては、両建取引の勧誘は、法214条8号及び規則103条1項9号で規制されているとおり、適合性原則に照らし、不当な勧誘と位置付けた上で、委託者より両建取引について意思表示があり、被告商事会社の所定の手続に沿って承

5  
認された場合には不当な勧誘から除外する旨規定されているところ、前記認定事実(5)エ及び(6)アのとおり、管理部は、原告に対し、両建取引の開始に当たり、電話での面談を踏まえ、原告について両建を許可する決定をした上で、原告は、平成30年1月24日、買玉242枚を新規建玉する本件両建をしており、両建の勧誘が直ちに不法行為法上違法であると解することはできない。

10  
しかしながら、両建は、損切りによる損害を確定させず、一時的に損害を固定させて相場の動向を見るためにとる手法であり、保有する建玉の決済と比較すると、損失の現実化を避けて損失となっている建玉を維持し、これが利益となる機会をうかがうことができるメリットがある一方、適当な時期に建玉整理を行ったり、一部保有玉の決済を行ったりしない限り建玉がなし崩し的に増加して値洗損が大きくなって決済する時期を失ってしまうような事態を生じさせる原因にもなる点において、安易に行うことが危険な取引といえる。そして、両建は、その取引に習熟した委託者ではない限り、限月という時間的制約がある中で、既存の建玉及び新規に建てられた反対建玉のいずれについても利益を出す、あるいは損失となった既存の建玉の損失を回復させることは容易ではなく、むしろ、既存の建玉及び反対建玉にも損失を生じさせる危険性を伴う取引であるといえる。そうすると、商品先物取引業者は、新規委託者に対して両建の勧誘及び受託をする場合、新規委託者に対し、両建の仕組みとリスク等を説明した上、無理のない金額の範囲内での取引を勧め、限度を超えた取引に及ばないように、必要に応じて損切りを指導したり、早期の手仕舞いを助言したりすべき義務があると解される。

20  
そこで検討するに、本件両建に至る経緯については、前記認定事実(4)アないしオのとおり、原告は、初回の取引で100枚の売玉を建てた後、金の値段が原告の予想に反して上昇し続けて値洗損が生じると、その後も難平売を続けた結果、202枚の売玉を保有する状況で値洗損が拡大してその一部



を決済（仕切）することとなり、1607万1000円の確定損失を被ったところ、前記認定事実(5)ア及びイのとおり、原告は、確定損失を被った後も、金の値段が原告の予想に反して上昇し続けて値洗損が拡大し、取引証拠金を追加した上で難平売をしても相場が好転しない状況において、前記認定事実(5)ウのとおり、**B**は、原告に対し、値洗損を固定させて証拠金を追加することを回避できる制度として両建を勧め、その結果、前記認定事実(6)アのとおり、本件両建に及んだという経緯が認められる。

かかる経緯につき、前記認定事実(3)ウ(イ)、(5)ウ、エ(イ)及び(ウ)並びに(6)アのとおり、**B**は、原告に対し、両建という手法について記載された「入門のしおり」(乙4)を交付しているところ、そこでは、両建について、「現在の取引と逆の取引を行うことで値洗損を一時的に軽減または固定する」ものとして紹介され、両建が値洗損を固定させて維持証拠金を追加することを免れることができる点を強調される一方で、前記のような限月という時間的制約がある中で、既存の建玉の損失を回復させることが容易ではないこと、既存の建玉及び反対建玉にも損失を生じさせる危険性があることにつき十分な説明があったと認めるに足りる的確な証拠はない。そして、前記認定事実(6)アのとおり、**B**は、両建取引がなされた平成30年1月24日、原告に対し、「週末にかけて更に上がるかもしれない」、「両建にしても証拠金はかからない」といった趣旨の説明をしており、この発言は、同一限月・同一枚数又は異限月・異枚数の両建を保有する限り、値洗損が一時的に軽減又は固定されるため、維持証拠金を追加することにはならない旨を説明するものと解されるが、片方の建玉を決済すると、その反対の建玉に値洗損が生じて維持証拠金を追加する必要性が生じること、そのような観点から両建が危険な取引であること等を説明したと認めるに足りる的確な証拠はないのであるから、追加証拠金の発生を免れるメリットを強調した点において不適切な説明をしたことがうかがわれる上、前記認定事実(6)ア及びエのとおり、原

告は、平成30年1月24日、買玉242枚を新規建玉する本件両建に及び、取引枚数を484枚（既存の売玉242枚及び反対建玉の買玉242枚）に倍増させて取引金額を増加させているにもかかわらず、わずかその7日後の同月31日、売玉50枚を決済するとともに買玉42枚を決済することによって、両建の同時仕切りをし、仕切差損金を拡大させており、原告が両建の基本的な仕組みやリスクを十分に理解していたとはいえない。

そうすると、原告の投資経験、本件取引の経過や両建取引に関する被告らの説明に加え、原告に生じた仕切差損金等に照らすと、**B**は、両建取引の仕組みとリスク、本件両建の具体的なリスク等を説明したとは認められず、損切りを指導したり、早期の手仕舞いを助言したりすべきであったから、両建取引の勧誘及び受託行為は、原告の利益に適うものではなく、新規委託者にとって過大な取引に及んだものと評価すべきである。

#### (5) 当事者のその他の主張

##### ア. 原告の主張

原告は、① **A** が、投資可能資金額の上限である1000万円を超え、取引証拠金1333万2000円を必要とする合計202枚の売玉を新規に建てるよう勧誘したこと、② **B** が、投資可能資金額を4000万円から7000万円に引き上げるよう勧誘を行ったこと、③被告らが原告に66.2枚の建玉を行うよう勧誘したことがそれぞれ違法である旨主張する。

しかしながら、まず、上記①の点について、前記認定事実(3)ウ(オ)のとおり、原告は、本件取引を開始するに当たり、投資可能資金額を4000万円と自ら設定しているところ、合計202枚の売玉を建てる取引は、その取引証拠金として1333万2000円を要するにとどまり、投資可能資金額の3分の1である1333万3333円を超えるものではないから、本件水準や被告らの社内ルールに反するものではなく、その他に違法であると認めるに足りる証拠はない。

また、上記②の点については、原告は、投資可能資金額を引き上げたことにつき、本件監督指針、本件上限基準及び本件ガイドラインに反して違法であると主張する。しかしながら、本件監督指針については、前記前提事実(3)イ(イ)のとおり、当該顧客の年収と保有金融資産との合計額の3分の1の額を超えて投資上限額を設定してはならず、又は引き上げるべき旨の勧誘を行ってはならない旨の記載が、不招請勧誘禁止の対象から除外される規則102条の2の勧誘行為のうち同条3号に規定する顧客に対する勧誘につき記載されているから、原告には適用されないものである以上、原告の上記主張は採用することができない。また、本件管理規程等においては、前記前提事実(4)ア(ウ)のとおり、「投資可能資金額の設定」に関して、委託者の収入、預貯金及び有価証券等の合計額の3分の1以下の範囲内で投資可能資金額を上限とする旨規程（本件上限基準）がある一方、「投資可能資金額の変更」に関しては、仲介業者で所定の手続を経た後、被告証券会社が認めた場合に限り変更できるものとする旨規定されており、投資可能資金額を引き上げるに当たり、本件上限基準が適用されない。そして、前記認定事実(5)カのとおり、原告は、管理部との間の電話確認の際、投資可能資金額を自ら積極的に増額したい旨述べており、その他投資可能資金額を増額する旨の申請が被告らの従業員の勧誘により行われたと認めるに足りる証拠はないから、投資可能資金額の増額が本件上限基準に反する旨の原告の主張は採用することができない。本件ガイドラインに関しては、前記前提事実(3)ア(エ)のとおり、本件ガイドラインには、商品先物取引の経験がない顧客に対して投資可能資金額の引上げを勧めることも、適合性原則に照らして不相当と認められる勧誘となる旨記載されているものの、本件ガイドラインは本件監督指針の施行に伴い廃止された上、同記載に関する規程が被告らの本件管理規程等及び本件仲介規程に定められておらず、同記載に反したからといって直ちに違法とはいえない以上、原告

の上記主張は採用することができない。そうすると、原告の上記②に関する主張は、いずれにおいても採用することができない。

さらに、上記③の点については、原告は、平成10年の商品取引所法の改正前は、各商品取引員の社内規則として、新規委託者には建玉20枚を超える取引の勧誘ないし受託をしてはならない自主規制基準があり、本件取引においても同基準が妥当する旨主張するところ、前記前提事実(3)アのとおり、本件ガイドラインでは、直近の3年以内に延べ90日間以上を目安に商品先物取引の経験がない新規顧客に対し、建玉時に預託する取引証拠金等の額が、顧客が申告した投資可能資金額の3分の1を超える取引の勧誘を行う場合には、適合性原則に照らして、原則として不相当と認められる勧誘となる旨の当該自主規制基準とは異なった新たな指針（本件水準）が示されているから、当該自主基準が本件取引に妥当するとはいえない。そうすると、原告の上記③に関する主張も採用することができない。

#### イ 被告らの主張

被告らは、原告が合計242枚の買建玉（両建）を行ったことにつき、**B**は、両建につき、「値動きが予想に反した場合は建玉を損切するか、入金で対応するのが基本であること」、「ただし、損切りを回避したい場合や急激な価格変動で思った以上に損が増大した場合等には、反対玉を建てて両建とすることで、一時的に損を固定して相場状況を見守ることができること」等を原告に説明し、原告は、相場の変化を見るため、自らの意思に基づいて両建を行うことを決めた旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、両建は既存の建玉及び反対建玉にも損失を生じさせる危険性を伴う取引であり、**B**は、原告に対し、損切りをするか両建をするか等を説明するに当たり、その旨説明すべきであったことに加え、本件取引の経過や原告に生じた損失等に照らすと、本件両建は、新規委託者にとって過大な取引であり、その勧誘ないし受託をすべきでは

なかったから、被告らの上記主張は採用することができない。

(6) 以上を総合すると、原告は、通常先物取引の経験がない新規委託者であり、本件取引開始時から両建取引をするまで、金の値動きが原告の思惑に反したため、難平売を繰り返し、買玉242枚の両建に及んだ結果、1か月半の間に合計662枚の建玉を新規建玉又は決済したところ、その取引過程には、本件水準を超えた取引証拠金を要する建玉の勧誘、違法な両建取引の勧誘があり、新規委託者の保護期間である取引開始から3か月の期間における取引としては明らかに過大な取引であるから、**A**及び**B**は、原告に対し、先物取引の危険性を体験させつつ、当初の投資意向に合致するように、過大な取引を勧誘したり、そのような取引を受託したりすることのないようにすべき注意義務に著しく違反する行為をしたといわざるを得ず、かかる行為は、不法行為法上違法というべきである。

7 争点6（過当な反復売買及び無意味な特定売買の有無）について

(1) 過当な反復売買の有無

原告は、①短期間の過当な反復売買は、商品先物取引業者が手数料稼ぎのために取引の勧誘をしたものと推認させるものであり、②売買回転率や手数料化率等を踏まえると、本件取引は過当な反復売買に該当する旨主張する。

しかしながら、上記①の点については、前記のとおり、原告は、商品先物取引によって利益や損失が生じる仕組み等について相応に理解し、本件取引開始時から両建取引をするまでの間、原告の予想に反し、金の値段が上がり続けたことから、難平売を繰り返した後、金の相場の状況を見守るために、本件両建に及んでいるところ、前記認定のとおり、原告は、金の値動き等を検討しながら、**A**及び**B**と面談ないし電話をし、利益を出して損害を回収するため、各取引について売付又は買付の委託を指示していたと認められる。そうすると、原告は、本件取引の各内容を把握して本件取引に関する指示をしていたと認められるから、商品先物取引業者が手数料稼ぎのために

取引の勧誘があった旨の原告の主張は採用することができない。また、上記②の点については、仮に売買回転率という数値が高かったとしても、金の相場の変動に応じて積極的に多数回の取引を行っていたのであれば売買回転率が高くなるのは当然であるし、そもそも、売買回転率は、取引件数を全取引期間で除して30を乗じたものであるから、1件当たりの取引枚数は考慮されていない。また、手数料化率についても、金の相場の変動に応じて積極的に多数回の取引を行っていたのであれば高くなるのは当然であるし、前記のとおり、被告らは、原告に対し、各取引に当たり手数料がかかることを説明した上で、原告は本件取引に及んでいるのであるから、手数料化率が高いからといって、商品先物取引業者が手数料稼ぎのために取引を勧誘したとはいえない。そうすると、商品先物取引業者が不当な手数料稼ぎを行ったか否かは、単に手数料化率や特定売買比率等の客観的数値だけで判断し得るものではなく、個々の特定売買といった具体的状況等をも考慮して判断すべきであるところ、前記のとおり、原告は、各取引について自ら指示をしていたと認められるから、原告の上記②の主張も採用することができない。

## (2) 無意味な特定売買の有無

原告は、本件両建は無意味で有害なものであり、無意味な特定売買は商品先物取引業者が手数料稼ぎのため取引の勧誘をしたと推認させる旨主張する。しかしながら、前記認定事実(5)ウ、エ及び(6)アのとおり、**B**は、平成30年1月17日、原告に対し、金の値段が予想に反して上昇するリスクを踏まえ、「両建をやるかどうかわかりませんが、年末年始の高騰のようなことも起こるのが相場ですので、一応できるようにしておいた方が良いでしょう。」と説明し、管理部による両建の理解度に関する電話審査を経て、同月24日、同月26日に原告が韓国を訪問する予定があるから、金の相場を見守るため、242枚の買玉を建てる旨の本件両建に及んでいるところ、本件両建は、前記のとおり、金の値動きがこれまで原告の思惑と反するものであ

り、原告には多大な値洗損が生じていたことから、原告が韓国訪問中に維持証拠金を追加できずに、保有玉が強制決済になるリスクを踏まえ、現状維持のままにするか、両建をして様子を見るのか検討した上で、相場の様子を見るために本件両建の取引に及んだものと解される。そして、前記のとおり、  
5 両建は、損害を確定させず、一時的に固定させて相場の動向を見ることができるといふ点では意味がないとはいえないから、手数料の負担があったとしても、両建を選択したこと自体が直ちに不合理であったとはいえない（なお、本件両建につき、原告に対してその勧誘及び受託行為をしたことが委託者保護義務に違反することは前記のとおりである。）。そうすると、本件両建が  
10 無意味なものであったとまではいえない以上、原告の上記主張は採用することができない（なお、前記認定事実(6)オによれば、原告は、平成30年2月2日、売玉88枚を新規建玉して両建の取引をしているが、この取引は、難平売をすることにより、売玉の数量を増やして売玉のため平均値段を上げるためにされたものであることがうかがわれ、この両建も意味がなかったといえない。）。  
15

#### 8 争点7（一任売買の有無）について

原告は、**A** 及び **B** が原告に対して断定的判断を提供し、商品先物取引の危険性等を十分に説明しなかったことから、原告が本件取引を同人らに一任していた旨主張する。

20 しかしながら、前記のとおり、**A** 及び **B** が原告に対して断定的判断を提供したとは認められず、他方で、商品先物取引の仕組み等を十分に説明しており、原告も、**A** 及び **B** と面談ないし電話するなどして、同人らに対し、本件取引の売付及び買付に関する委託を指示していたのであるから、原告の上記主張は採用することができない。

#### 25 9 争点9（原告の損害の有無及びその額）及び争点10（過失相殺の可否）について

(1) 以上によれば、前記6のとおり、被告商事会社の従業員には、原告に対する新規委託者保護義務違反の不法行為が認められるから、被告商事会社は、民法715条に基づき不法行為責任を負う。そして、被告証券会社は、被告商事会社の所属商品先物取引業者であるから、所属商品先物取引業者としての賠償責任（法240条の26）を負う。

(2) 原告の損害の有無及びその額

そこで、上記不法行為と相当因果関係を有する損害について検討するに、前記のとおり、本件取引のうち、平成30年1月12日以降に生じた取引につき、新規委託者保護義務違反が認められるから、同日以前に原告が自らの意思に基づき建玉した売玉202枚により生じた仕切差損金については、上記不法行為により被った損害であるとは認められない。そうすると、前記認定事実(4)オのとおり、原告は、平成30年1月5日、売玉90枚を決済することにより1607万1000円の損失を被っているところ、この損失は原告が負担すべきものである。また、前記認定事実(6)カのとおり、原告は、平成30年2月3日、上記売玉の残部の売玉112枚を決済することにより合計596万9200円（売買差金35.5万円、委託手数料22.4万円及び消費税17万9200円）の損失を被っているところ、この損失も原告が負担すべきものである。したがって、上記不法行為により原告が被った損害額は、仕切差損金5332万0200円から1607万1000円及び596万9200円を控除した3128万円である。

(3) 過失相殺の可否

ア 商品先物取引が投機取引であり、極めてリスクの高いものであることは公知の事実であるところ、原告は、自身が適合性原則に照らして不適格者であることを認識した上で本件取引を開始し、1607万1000円の確定損失を出した後も、先物取引を継続したことにより損失が拡大したものであるし、原告が被告商事会社による両建取引の提案に対し、損切をしな

5  
いまま安易に両建取引の提案に応じたことにより取引回数及び取引枚数が増えた結果として、売買差損金及び委託手数料が膨大な金額になっており、本件取引のうち新規委託者保護義務違反が認められる平成30年1月12日以降の取引により損失が発生して拡大したことについては、被告商事会社従業員<sup>5</sup>の行為のみに起因するものではなく、原告自身の判断に基づく行動によるものであることからすれば、原告にも過失があったといわざるを得ない。そして、原告の学歴、経歴、資格及び不動産投資の経験から原告が相当程度の経済的な知識や理解力を有していると考えられること、ただし、原告は、本件取引以前、金融商品の取引経験がないか又は乏しく（甲  
10 A1, 24, 26の1・2, 原告本人）、平成30年1月12日以降の取引について、被告商事会社従業員の説明及び提案を受けて受動的に行い、両建の基本的仕組みやリスクについて十分に理解できていないまま、被告商事会社従業員に勧めにより両建を行って、大きな損害を受けたこと、被告商事会社による新規委託者保護義務違反の態様及び程度を考慮すると、  
15 原告の過失割合は4割と認めるのが相当であり、これを原告が被告らに対して賠償を求めることができる損害額から控除することが相当である。そうすると、過失相殺をした後の原告の損害額は、1876万8000円である。

20 イ 原告は、本件において過失相殺を認めることは、原告の被害回復を不完全にする反面において、被告らに利益を認めることになり、不正義を実現することになるから、過失相殺はされるべきではない旨主張する。

しかしながら、原告の損失が全て被告らの利益となったわけではない上、損害の拡大に寄与した原告の過失を考慮することが公平というべきであるから、原告の上記主張は採用することができない。

25 (4) 弁護士費用

本件訴訟の内容及び審理経過、上記(3)アの過失相殺後の原告の損害額な

ど本件に現れた一切の事情を考慮すれば、被告商事会社の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、180万円と認めるのが相当である。

(5) 小括

したがって、原告が被告商事会社の不法行為により被った損害の合計額は、  
2056万8000円である。

10 争点8 (被告証券会社の原告に対する差損金支払請求が信義則に反するか) について

原告は、被告証券会社が691万0200円の仕切差損金を請求するのは、  
違法に勧誘しながら差損金を求めるものであって、当事者間の実質的な公平の  
観点から信義則に反するから、許されない旨主張する。

前記認定事実(7)イによれば、上記仕切差損金691万0200円は、平成  
30年1月24日付けの本件両建による買玉100枚が強制決済されたことに  
より生じた仕切差損金1616万円の残額であり、前記6のとおり、被告商事  
会社の新規委託者保護義務違反により生じたものであるが、そうであるとして  
も、前記9(3)のとおり、原告の損失の拡大につき、原告の過失割合が4割と  
認めるのが相当であり、仕切差損金全額が既払いであった場合との均衡に鑑み  
ても、上記仕切差損金691万0200円を全て原告に負担させるのは、信義  
則に反する。したがって、被告証券会社による差損金請求は、原告の過失割合  
である4割を限度として認容し、その余の6割の請求については、信義則に反  
して認められないというべきである。

したがって、原告は、被告証券会社に対し、276万4080円の支払義務  
を負うものと認められる。なお、本件委託契約に基づく差損金請求は、履行期  
に関する合意をしたと認めるに足りる証拠はなく、履行の請求を受けた時から  
遅滞に陥ることとなるから、原告は、第1事件の訴状が送達された日の翌日  
である平成30年5月5日から商事法定利率年6分の割合による遅延損害金を付  
して支払うべきこととなる。

11 結論

よって、第1事件における被告証券会社の請求は、原告に対し、276万4080円及びこれに対する平成30年5月5日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却し、第2事件における原告の請求は、被告らに対し、損害賠償金2056万8000円及びこれに対する不法行為の日である平成30年2月9日（本件取引終了日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

裁判長裁判官

伊藤 繁 

裁判官

向井 敬一 

裁判官片岡 一は、差支えのため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

伊藤 繁 

別紙

## 出入金一覧表

No.	日付	入金	出金	差し引き入金額
1	H29. 12. 25	¥10,000,000		¥10,000,000
2	H29. 12. 25	¥1,000,000		¥11,000,000
3	H29. 12. 27	¥6,500,000		¥17,500,000
4	H29. 12. 29	¥4,000,000		¥21,500,000
5	H30. 1. 5	¥3,000,000		¥24,500,000
6	H30. 1. 9	¥15,000,000		¥39,500,000
7	H30. 1. 9	¥956,800		¥40,456,800
8	H30. 1. 9	¥978,400		¥41,435,200
9	H30. 1. 12		¥1,435,200	¥40,000,000
10	H30. 1. 22	¥4,000,000		¥44,000,000
11	H30. 2. 6	¥410,000		¥44,410,000
12	H30. 2. 7	¥1,000,000		¥45,410,000
13	H30. 2. 8	¥1,000,000		¥46,410,000
	合計	¥47,845,200	¥1,435,200	¥46,410,000
	差引		¥46,410,000	
	未払い金		¥6,910,200	
	差引損益		¥53,320,200	

建玉分析表

No.	商品	成立日時	限月	相手	相手種	約定値段	約定金額	新売	新買	買戻	売戻	買戻	売戻	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益金累計	償	日	向	不	
1	金	2017/12/25 11:31	201810		4,620	267,960,000	58				58											
2	金	2017/12/25 11:31	201810		4,619	193,998,000	42				100											
3	金	2017/12/27 12:12	201812		4,654	232,700,000	50				150											
4	金	2017/12/29 10:04	201812		4,667	140,610,000	30				180											
5	金	2017/12/29 16:48	201812		4,662	103,004,000	22				202											
6	金	2018/01/05 08:53	201810	1	4,620	195,816,000	41				161			820,000	65,600	-7,281,600						
7	金	2018/01/05 08:53	201810	1	4,620	33,439,000	7				154			140,000	11,200	-1,250,200						
8	金	2018/01/05 08:53	201810	2	4,619	19,104,000	4				150			80,000	6,400	-714,400						
9	金	2018/01/05 08:53	201810	2	4,619	181,526,000	38				112			760,000	60,800	-6,824,800						
10	金	2018/01/12 09:09	201812		4,719	141,570,000	30				142											
11	金	2018/01/22 15:05	201812		4,732	473,200,000	100				242											
12	金	2018/01/24 09:05	201812		4,740	474,000,000	100				242											
13	金	2018/01/24 09:05	201812		4,741	474,100,000	100				242											
14	金	2018/01/24 19:24	201812		4,742	198,154,000	42				242											
15	金	2018/01/29 12:55	201812	11	4,732	235,300,000	50				182			1,000,000	80,000	220,000						
16	金	2018/01/30 22:00	201812	10	4,719	140,550,000	30				162			600,000	48,000	372,000						
17	金	2018/01/31 08:50	201812	11	4,732	233,600,000	50				112			1,000,000	80,000	1,920,000						
18	金	2018/01/31 10:13	201812	14	4,742	196,560,000	42				112			840,000	67,200	-3,511,200						
19	金	2018/02/02 09:18	201812		4,697	416,976,000	88				200											
20	金	2018/02/03 04:58	201810	1	4,620	14,091,000	3				197			60,000	4,800	-285,800						
21	金	2018/02/03 04:58	201810	1	4,620	9,394,000	2				195			40,000	3,200	-197,200						
22	金	2018/02/03 04:59	201810	1	4,620	4,697,000	1				194			20,000	1,600	-88,600						
23	金	2018/02/03 05:05	201810	1	4,620	14,091,000	3				191			60,000	4,800	-285,800						
24	金	2018/02/03 05:05	201810	1	4,620	4,697,000	1				190			20,000	1,600	-88,600						
25	金	2018/02/03 05:08	201812	3	4,654	4,697,000	1				189			20,000	1,600	-88,600						
26	金	2018/02/03 05:08	201812	3	4,654	14,091,000	3				186			60,000	4,800	-193,800						
27	金	2018/02/03 05:08	201812	3	4,654	14,091,000	3				183			60,000	4,800	-193,800						
28	金	2018/02/03 05:08	201812	3	4,654	197,274,000	42				141			840,000	67,200	-2,713,200						
29	金	2018/02/03 05:08	201812	3	4,664	4,697,000	1				140			20,000	1,600	-84,600						
30	金	2018/02/03 05:08	201812	4	4,667	64,546,000	18				122			360,000	28,800	-568,800						
31	金	2018/02/03 05:08	201812	4	4,667	56,364,000	12				110			240,000	19,200	-378,200						
32	金	2018/02/03 05:08	201812	5	4,662	9,394,000	2				108			40,000	3,200	-73,200						
33	金	2018/02/03 05:08	201812	5	4,662	79,849,000	17				91			340,000	27,200	-622,200						
34	金	2018/02/03 05:08	201812	5	4,662	4,697,000	1				90			20,000	1,600	-86,600						
35	金	2018/02/03 05:08	201812	6	4,662	9,394,000	1				88			40,000	3,200	-73,200						
36	金	2018/02/03 05:08	201812	19	4,727	28,182,000	6				82			40,000	3,200	-73,200						
37	金	2018/02/03 05:08	201812	19	4,727	14,091,000	3				79			60,000	4,800	-22,334,200						
38	金	2018/02/03 05:08	201812	19	4,727	84,546,000	18				51			360,000	28,800	-22,963,800						
39	金	2018/02/03 05:08	201812	19	4,727	4,697,000	1				50			20,000	1,600	-82,812,600						
40	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				50			20,000	1,600	-82,812,600						
41	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				51			20,000	1,600	-82,812,600						
42	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				54			60,000	4,800	-22,778,000						
43	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				51			60,000	4,800	-22,763,800						
44	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				48			60,000	4,800	-22,763,800						
45	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				45			60,000	4,800	-22,678,200						
46	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				42			60,000	4,800	-22,678,200						
47	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				39			60,000	4,800	-22,653,000						
48	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				36			60,000	4,800	-22,627,800						
49	金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	14,091,000	3				33			60,000	4,800	-22,602,600						
											30			60,000	4,800	-22,577,400						

# 建玉分析表

品名	成立日時	限月	箱手	箱手値段	約定値段	約定金額	新売	新買	売戻	買戻	売買差	消費税	差引損益金	差引損益金累計	注	
50 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	14,091,000			3	27	200	4,800	25,200	-22,552,200		
51 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	14,091,000			3	24	200	4,800	25,200	-22,527,000		
52 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	14,091,000			3	21	200	4,800	25,200	-22,501,800		
53 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	14,091,000			3	18	200	4,800	25,200	-22,476,600		
54 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	14,091,000			3	15	200	4,800	25,200	-22,451,400		
55 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	14,091,000			3	12	200	4,800	25,200	-22,426,200		
56 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	14,091,000			3	9	200	4,800	25,200	-22,401,000		
57 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	14,091,000			3	6	200	4,800	25,200	-22,375,800		
58 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	4,697,000			1	5	200	1,600	8,400	-22,367,400		
59 金	2018/02/03 05:10	201812	19	4,727	4,697	23,485,000			5	0	200	8,000	42,000	-22,325,400		
60 金	2018/02/08 11:38	201812	13	4,741	4,614	460,400,000	100			0	100	160,000	14,800,000	-37,185,400		
61 金	2018/02/09 11:41	201812	12	4,740	4,600	6,212,977,000	100			0	0	160,000	15,160,000	-53,345,400		
							420	242	242	420		1,059,200	-53,320,200	0	0	0

(別紙) 関係法令等の定め

1. 商品先物取引法

(1) 1条 (目的)

6 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の  
10 受託等における委託者等の保護に資することを目的とする。

(2) 2条 (定義)

ア 3項1号

この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従って、商品市場において行われる次に掲げる取引をいい、その1つは、当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であ  
15 って、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引をいう (1号)。

イ 21項

この法律において「商品市場における取引等」とは、次に掲げる行為をい  
20 う。

(ア) 商品市場における取引 (1号)

(イ) 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理 (2号)

(ウ) 商品清算取引の委託の取次ぎ (3号)

(エ) 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理 (4号)

25 ウ 22項1号

この法律において「商品先物取引業」とは、商品市場における取引 (商品清

算取引を除く。)の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為を業として行うことなどをいう。

エ 23項

この法律において「商品先物取引業者」とは、商品先物取引業を行うことについて190条1項の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。

オ 24項

この法律において「商品取引契約」とは、商品先物取引業者が顧客を相手方とし、又は顧客のために22項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。

カ 28項

この法律において「商品先物取引仲介業」とは、商品先物取引業者の委託を受けて、当該商品先物取引業者のために22項各号に規定する媒介のいずれかを業として行うことをいう。

キ 29項

この法律において「商品先物取引仲介業者」とは、240条の2第1項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

(3) 190条(商品先物取引業の許可)1項

商品先物取引業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

(4) 200条(外務員の登録)

商品先物取引業者は、その役員又は使用人であつて、その商品先物取引業者のために次に掲げる行為を行うもの(以下「外務員」という。)について、主務大臣の行う登録を受けなければならない。

ア 2条22項各号に掲げる行為(1号)

イ 商品市場における取引(商品精算取引を除く。)の委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘(2号)

(5) 214条 (不当な勧誘等の禁止)

商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて200条1項2号から6号までに掲げる勧誘をすること(1号)。

イ 商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること(3号)。

ウ 商品市場における取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品構成品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の数量及び期限を同一にすることを勧めること(8号)。

エ 商品取引契約(当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること(委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く。)(9号)。

オ 前各号に掲げるもののほか、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定める行為(10号)

(6) 215条 (適合性の原則)

商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業を行わなければならない。

(7) 216条 (受託契約準則への準拠)

商品先物取引業者は、商品市場における取引等の受託については、商品取引

所の定める受託契約準則によらなければならない。

(8) 217条（商品取引契約の締結前の書面の交付）1項

商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

ア 当該商品取引契約に基づく取引の額（取引の対価の額又は約定価格若しくは約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金その他の保証金その他主務省令で定めるもの（以下「取引証拠金等」という。以下同じ。）の額を上回る可能性がある場合にあっては、次に掲げる事項（1号）

(ア) 当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨

(イ) 当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあっては、その旨及びその理由）

イ 商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その旨（2号）

ウ 前2号に掲げるもののほか、当該商品取引契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの（3号）

エ 前3号に掲げるもののほか、当該商品取引契約の概要その他の主務省令で定める事項（4号）

(9) 218条（商品先物取引業者の説明義務及び損害賠償責任）

ア 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、前条1項各号に掲げる

事項について説明をしなければならない（1項）。

イ 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない（2項）。

5 (10) 240条の2（登録）1項

主務大臣の登録を受けた者は、190条1項の規定にかかわらず、商品先物取引仲介業を行うことができる。

(11) 240条の3（登録の申請）1項

10 前条1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

ア 氏名又は商号若しくは名称（1号）

イ 法人であるときは、その役員の名又は名称（2号）

ウ 商品先物取引仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地（3号）

15 エ 委託を受ける商品先物取引業者（以下「所属商品先物取引業者」という。）の商号又は名称（4号）

(12) 240条の16（禁止行為）

商品先物取引仲介業者は、商品先物取引仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為をしてはならない。

ア 214条1号に該当する行為（1号イ）

20 イ 214条5号から9号までに該当する行為（1号ハ）

(13) 240条の17（損失補てん等の禁止等に関する商品先物取引業者に係る規定の準用）

215条の規定は商品先物取引仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

25 (14) 240条の18（商品先物取引仲介業者の説明義務及び損害賠償責任）

ア 商品先物取引仲介業者は、商品先物取引仲介行為を行おうとする場合には、

主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、217条1項各号に掲げる事項について説明をしなければならない(1項)。

イ 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び顧客の商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない(2項)。

(15) 240条の26(所属商品先物取引業者の賠償責任)

商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行った商品先物取引仲介業者が商品先物取引仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該所属商品先物取引業者がその商品先物取引仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う商品取引仲介行為につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

2 商品先物取引法施行令

(1) 29条(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

法213条の2第1項3号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

ア 商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの(1号)

イ 商品取引契約に関して顧客が預託すべき取引証拠金等がある場合にあっては、その額又は計算方法(2号)

ウ 商品取引契約に基づく取引の額が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金等の額を上回る可能性がある場合にあっては、次に掲げる事項(3号)

(ア) 当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨(イ)

(イ) 当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率(当該比率を算出することができない場合にあっては、その旨及びその理由)(ロ)

エ 商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動により



商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その旨及びその理由（４号）

オ 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの（５号）

5 (2) 30条（不招請勧誘が禁止される商品取引契約）

法214条9号の政令で定めるものは、個人である顧客（以下「個人顧客」という。）を相手方とし、又は個人顧客のために法2条22項1号から4号までに掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約（商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該個人顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が、取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがあるものに限る。）及び個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために同項5号に掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約とする。

10 (3) 38条（商品先物取引仲介業者について準用する法の規定の読替え）

法240条の17の規定により商品先物取引仲介業者について法215条の規定を準用する場合には、同条中「商品取引契約」とあるのは「商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約」と、「商品先物取引業を」とあるのは「商品先物取引仲介業を」と読み替えるものとする。

20 3 商品先物取引法施行規則

(1) 101条（顧客の指示を受けるべき事項）

法214条3号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

ア 上場商品構成品又は上場商品構成品指数の種類（1号）

イ 取引の種類及び期限（2号）

25 ウ 数量（3号）

エ 対価の額又は約定価格等（指値又は成行の別を含む。）（4号）

オ 売付け又は買付けの別その他これに準ずる事項（5号）

カ 新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項（6号）

キ 取引をする日時又は注文の有効期限（7号）

5 (2) 102条の2（不招請勧誘の禁止の例外）

法214条9号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

ア 商品先物取引業者が顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、法施行令30条に規定する商品取引契約（当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法2条2  
10 2項3号から5号までに掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。以下この号において同じ。）の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの（3号）

(ア) 当該勧誘に先立って、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、当該顧客が次に掲げる全ての条件に  
15 該当する者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から10年間保存すること（イ）。

I 65歳未満であること（1）。

II 主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める  
20 者でないこと（2）。

III 次に掲げるいずれかの条件に該当すること（3）。

i 年収が800円以上又は金融資産（現金、預貯金及び90条の11.4  
25 号ロに規定する資産（同号ロ（4）に掲げるものを除く。）に限る。）の合計額が2000万円以上であり、かつ、法217条1項1号から3号までに掲げる事項について適切な理解をしていることが確認できる者であること（i）。

ii 次に掲げるいずれかの者であること(ii)。

①弁護士、②司法書士、③公認会計士、④税理士等

(3) 103条(禁止行為) 1項

法214条10号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

5 ア 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること(受託契約準則に定める場合を除く。)(3号)。

10 イ 商品市場における取引等につき、特定の上場商品構成品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引を理解していない顧客(特定委託者及び特定当業者を除く。)から受けること(9号)。

(4) 104条(商品取引契約の締結前に交付すべき書面の共通記載事項等) 1項

法217条1項4号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

15 ア 当該商品先物取引業者の商号又は名称(1号)

イ 当該商品先物取引業者の本店又は主たる事務所の名称及び所在地(2号)

ウ 商品先物取引業者である旨(3号)

エ 契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨(4号)

オ 当該商品取引契約の概要(5号)

20 カ 商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合(当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。)には、その旨及びその理由(6号)

25 キ 前号の損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由(7号)

ク 当該商品先物取引業者その他の者の業務又は財産の状況の変化により当該

商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。）には、次に掲げる事項（8号）

①当該者（イ）

②当該者の業務又は財産の状況の変化により顧客に損失が生ずることとなるおそれがある旨及びその理由（ロ）

ケ 前号の損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、次に掲げる事項（9号）

①当該者（イ）

②当該者の業務又は財産の状況の変化により当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨及びその理由（ロ）

コ 取引証拠金等の種類及びその額又は計算方法、取引証拠金等に充当することができる財産の種類及び充当価格その他これに準ずるもの並びに顧客が取引証拠金等を預託する時期及び方法並びに返還を受ける時期及び方法（10号）

サ 商品市場における相場等に係る変動により追加的に取引証拠金等を預託する必要が生ずることとなるおそれがある場合には、その旨（11号）

シ 手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由）（12号）

ス 顧客から手数料等を徴収する時期及び方法（13号）

セ 当該商品取引契約に基づく取引に基づいて発生する債務の履行の方法及び当該商品取引契約に基づく取引を決済する方法（14号）

ソ 当該商品取引契約に基づく取引が商品市場における取引等である場合には、これらの取引に係る商品取引所の名称又は商号（15号）

タ 当該商品取引契約の終了の事由がある場合には、その内容（17号）

- チ 当該商品取引契約に関する租税の概要 (18号)
- ツ 当該商品取引契約に基づく取引の手續に関する事項 (19号)
- テ 当該商品取引契約に基づく取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項 (20号)
- 5 ト 当該商品先物取引業者が行う商品先物取引業の内容及び方法の概要 (21号)
- ナ 顧客が当該商品先物取引業者に連絡する方法 (22号)
- ニ 当該商品先物取引業者が加入している商品先物取引協会の名称 (23号)
- (5) 106条 (契約締結前交付書面の記載方法)
- 10 ア 契約締結前交付書面には、法217条1項各号に掲げる事項を日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。ただし、次に掲げる事項にあっては、枠の中に日本産業規格Z8305に規定する12ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない (1項)。
  - 15 (ア) 法217条1項2号に掲げる事項
  - (イ) 104条1項6号から9号までに掲げる事項及び同項12号に掲げる事項の概要
  - (ウ) 105条1項1号及び4号に掲げる事項
- 20 イ 前項本文の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、104条1項4号に掲げる事項を日本産業規格Z8305に規定する12ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする (2項)。
- (6) 107条 (説明の方法)
- 25 商品先物取引業者は、法218条1項の規定により顧客に対して説明をしようとするときは、当該説明に先立って、当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない。

(7) 126の24 (説明の方法)

ア 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行った商品先物取引仲介業者が法240条の18第1項の規定により顧客に対して説明をしようとするときは、当該説明に先立って、当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない(1項)。

イ 前項に規定する場合において、既に当該商品先物取引仲介業者が当該契約締結前交付書面を交付をしているときは、当該所属商品先物取引業者は、法217条1項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面を交付することを要しない(2項)。

4 東京商品取引所の受託契約準則

(1) 3条1項 (商品取引契約の締結前の書面等交付)

受託取引参加者は、新規の委託者から取引の委託を受けるときは、当該委託者に対し、法217条1項に規定する書面及びこの準則を契約に先立って交付しなければならない。

(2) 4条1項 (商品取引契約の締結等)

委託者は、新規に取引の委託をするときは、受託取引参加者に対し、先物取引の危険性を了知した上でこの準則に従って取引を行うことを承諾する旨の書面を差し入れるものとする。

(3) 6条1項 (委託の際の指示)

委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。

ア 取引の種類(1号)

イ 上場商品構成品又は上場商品指数の種類(2号)

ウ 限月(3号)

エ 売付け又は買付けの区別(4号)

オ 新規又は仕切りの区別 (5号)

カ 枚数 (6号)

キ 注文の種類別の別(注文の種類により約条条件又は執行条件を含む。)(7号)

ク 取引を行う日時(注文の種類及び約条条件により委託注文の有効期限を含む。)及び値段又は約条数値を指定する注文の場合はその値段又は約条数値 (8号)

ケ 前各号のほか受託取引参加者が定める事項 (9号)

(4) 7条1項(取引証拠金の差し入れ又は預託)

受託取引参加者は、商品市場における取引の受託について、受託者がその担保として差し入れた取引証拠金を、当該委託者の代理人として清算機能に預託しなければならない。

(5) 11条1項(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)

委託者は、委託に係る取引が成立した場合において、受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回っているとき又は預り証拠金のうち金銭の額が委託者の現金支払予定額を下回っているときは、総額の不足額又は現金不足額のいずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該不足額が発生した日(清算機構が定める計算区域ごとの日をいう。)の翌営業日(委託者が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日の翌々営業日)正午までの受託取引参加者が指定する日時までに、受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。この場合において、現金不足額に相当する額を取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てることができないものとする。

(6) 14条1項(取引証拠金の不納による取引の処分)

受託取引参加者は、委託を受けた取引につき、委託者が11条及び11条の2の規定による取引証拠金を所定の日時(12条の2の規定に基づき特約を結んだ場合にあつては、当該特約に定めた日時を含む。)までに差し入れ又は預託せず、かつ、どの取引について処分を行うかにつき委託者の指示がないときは、

当該委託を受けた取引の全部又は一部を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより、任意に処分することができる。

(7) 15条1項（反対売買による決済）

受託取引参加者は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により売買差損益金を計算するものとする。

(8) 17条（委託手数料）

委託者は、取引が成立した場合及び受託取引参加者が定める場合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受託取引参加者に支払うものとする。

(9) 18条1項（差し入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済）

受託取引参加者が、委託者から差し入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託取引参加者が受託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の本所及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。

以上

これは正本である。

令和 3 年 6 月 18 日

東京地方裁判所 民事 第 4 部

裁判所書記官 大木 敏彦